

第103回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスへの感染防止のため、次の対策を実施した上で、株主総会を開催させていただきます。

株主の皆さまのご来場に伴う感染リスクを低減させるため、書面またはインターネット等による事前の議決権行使にご協力いただきますよう、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ・ご来場に際し、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場入場の際、検温させていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・当社役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・当日出席の株主さまへのお土産はございません。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



Provided by TAKARA Printing

<https://s.srdb.jp/6140/>



旭ダイヤモンド工業株式会社

証券コード：6140

開催日時

2022年6月24日(金) 午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン アーケード階「麗の間」

目次

第103回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	21
連結計算書類	45
連結監査報告書	47
計算書類	49
監査報告書	51

株 主 各 位

(証券コード 6140)

2022年6月6日

東京都千代田区紀尾井町4番1号

旭ダイヤモンド工業株式会社

代表取締役社長 片岡和喜

第103回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、ご来場に伴う感染リスクを低減させるため、**株主の皆さまにおかれましては、極力、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使いただくよう、お願い申し上げます。**お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階「麗の間」

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第103期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

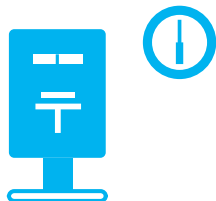
以 上

- ◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asahidia.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を行っております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asahidia.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルスの感染状況により、株主総会の運営に係る重大な変更が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asahidia.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎上記期限までに議決権行使書をご返送もしくはインターネット等で議決権を行使いただいた株主様には、クオカード(500円分)を後日ご送付いたします。

議決権行使等のご案内

事前に議決権を行使いただく場合

■ 書面による議決権行使



お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

◆ 行使期限：2022年6月23日（木）午後6時までに到着

■ インターネット等による議決権行使



パソコン等から当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、4頁をご参照いただき画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力いただきたくお願い申し上げます。

◆ 行使期限：2022年6月23日（木）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください

詳しくは同封の案内チラシを
ご覧ください

「ネットで招集」なら
「スマート行使」へ簡単アクセス!

詳しくは次のページへ

- ◎議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ◎パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。また、株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- ◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、全て株主様のご負担となります。
- ◎議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 【電話】 0120-652-031（受付時間9：00～21：00）

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT 1

議決権行使ウェブサイト、「スマート行使」へ簡単アクセス

「スマート行使」ボタンはカメラが起動します。議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。「議決権行使」ボタンは直接インターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



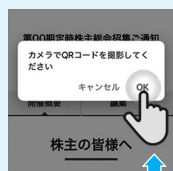
アクセスはこちら!!

<https://s.srdb.jp/6140/>

「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



議決権行使書



写真を使用



POINT 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

POINT 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使期限

2022年6月23日（木）午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

https://www.web54.net

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

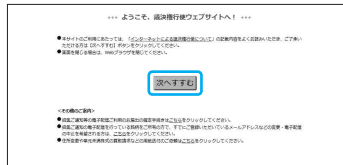
インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 (9:00~21:00)

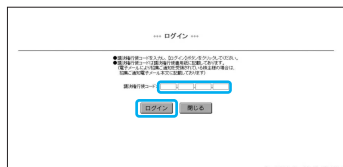
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



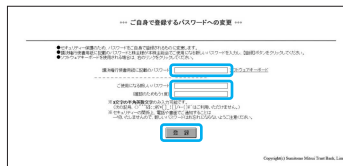
「次へ進む」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. メニューから議決権行使を選択



お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリック

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務の安定性を確保しつつ資本効率の向上を目指すことにより、将来の事業展開と企業価値の向上を図ってまいります。

配当につきましては、連結業績に応じた利益配分と継続的な安定配当を基本として配当方針に従い実施いたします。

当事業年度の業績並びに財務状況等を総合的に勘案いたしまして、期末配当金につきましては、配当方針に従い、1株につき16円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金8円と合わせて、年間配当金は1株につき24円となります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額 891,023,408 円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1)変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2)変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ②法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。また、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>〔電子提供措置等〕 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>< 新設 ></p> <p>第33条～第43条</p> <p>< 新設 ></p>	<p><u>〔補欠監査役〕</u></p> <p><u>第33条</u> 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p><u>2</u> 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。</p> <p><u>3</u> 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4</u> 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第34条～第44条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p><u>〔附則〕</u></p> <p><u>1</u> 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

当社では、取締役の任期を1年と定めております。取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、引き続き社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けた上で決定しております。

候補者番号		氏名(性別)	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会	出席回数/ 指名・報酬諮問委員会
1	再任	片岡 和喜 (男性)	代表取締役社長	9回/9回	7回/7回
2	再任 外国人	藍 敏雄 (男性)	常務取締役 グループ会社統括本部長	9回/9回	—
3	再任	萩原 利昌 (男性)	取締役 営業本部副本部長 兼 東日本統括	9回/9回	—
4	再任	阿部 英夫 (男性)	取締役 技術本部長 兼 千葉工場長	9回/9回	—
5	再任	原 智彦 (男性)	取締役 生産本部長 兼 三重工場長	9回/9回	—
6	新任	松田 順一 (男性)	執行役員 経営戦略本部長 兼 グループ会社統括本部 海外事業部長	—	—
7	再任 社外取締役候補者 独立役員	小山 修 (男性)	取締役 (社外取締役)	9回/9回	7回/7回
8	再任 社外取締役候補者 独立役員	永田 新一 (男性)	取締役 (社外取締役)	9回/9回	7回/7回
9	再任 社外取締役候補者 独立役員	市川 祐子 (女性)	取締役 (社外取締役)	7回/7回	4回/4回

(注) 市川祐子氏は、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象回数が他の候補者と異なります。

候補者
番号

かた おか かず き
片 岡 和 喜

1

再任



生年月日

1952年3月5日生

取締役在任年数

14年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

9回/9回

指名・報酬諮問委員会への出席状況

7回/7回

所有する当社株式の数

140,126株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2005年7月 営業本部技術部長
2008年6月 取締役営業本部副本部長
2011年6月 常務取締役経営戦略企画本部長 兼 営業本部副本部長
2013年6月 代表取締役専務営業本部長
2015年6月 代表取締役社長(現任)
2019年7月 指名・報酬諮問委員会委員(現任)

取締役候補者とした理由

片岡和喜氏は、当社に入社以来、営業部門、経営戦略企画部門、技術研究部門等に従事し、ダイヤモンド工具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。

また、2015年6月より代表取締役社長としてその職務を適切に遂行し、当社経営を担っていることから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

らん みん しょん
藍 敏 雄

2

再任 外国人



生年月日

1953年3月4日生

取締役在任年数

17年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

9回/9回

所有する当社株式の数

49,245株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年9月 当社入社 営業本部長付副本部長(1996年7月退職)
1996年8月 台湾鑽石工業股份有限公司董事長(現任)
2005年6月 当社取締役海外事業部担当
2017年7月 当社取締役海外事業本部長
2019年6月 当社常務取締役海外事業本部長
2019年11月 当社常務取締役グローバル事業統括本部長
2021年1月 当社常務取締役グループ会社統括本部長(現任)
重要な兼職の状況
台湾鑽石工業股份有限公司董事長

取締役候補者とした理由

藍 敏雄氏は、当社に入社以来、経営戦略企画部門、海外子会社代表取締役董事長に従事し、ダイヤモンド工具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。

また、2005年6月より当社の外国籍取締役として、その職務を適切に遂行していることから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

はぎ わら とし まさ
萩原利昌

3

再任



生年月日
1959年11月10日生
取締役在任年数
8年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況
9回/9回
所有する当社株式の数
45,378株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2004年12月 名古屋支店副部長
2009年6月 執行役員名古屋支店長
2014年6月 取締役名古屋支店長
2015年4月 上海旭匯金剛石工業有限公司董事長
2015年4月 取締役中国統括
2017年7月 取締役海外事業本部中国・台湾統括
2019年11月 取締役グローバル事業統括本部中国・台湾統括
取締役
2021年1月 (上海旭匯金剛石工業有限公司 董事長)
2021年6月 取締役営業本部副本部長 兼 東日本統括(現任)

取締役候補者とした理由

萩原利昌氏は、当社に入社以来、営業部門、海外子会社代表取締役董事長に
従事し、ダイヤモンド工具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有する
とともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。

また、2014年6月より当社取締役として、その職務を適切に遂行している
ことから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判
断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

あ べ ひで お
阿部英夫

4

再任



生年月日
1957年7月15日生
取締役在任年数
3年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況
9回/9回
所有する当社株式の数
20,594株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2010年7月 玉川工場第一製造部長
2013年6月 執行役員玉川工場長
2019年6月 取締役玉川工場長
2021年1月 取締役玉川工場長 兼 技術開発センター長
2021年6月 取締役技術本部長 兼 千葉工場長(現任)

取締役候補者とした理由

阿部英夫氏は、当社に入社以来、生産技術部門等に従事し、ダイヤモンド工
具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役に
相応しい人格を有しております。

また、2019年6月より当社取締役として、その職務を適切に遂行している
ことから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判
断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

はら
原

とも ひこ
智 彦

5

再任



生年月日

1958年1月10日生

取締役在任年数

3年(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

9回／9回

所有する当社株式の数

25,197株

候補者
番号

まつ
松

だ
田

じゅん
順

いち
一

6

新任



生年月日

1961年4月11日生

所有する当社株式の数

10,617株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社

2010年7月 玉川工場第二製造部長

2013年2月 海外事業部長 (P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア出向)

2013年6月 執行役員P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア社長

2017年7月 執行役員海外事業本部ASEAN・豪州統括
(P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア社長)

2019年6月 取締役三重工場長

2021年6月 取締役生産本部長 兼 三重工場長 (現任)

取締役候補者とした理由

原 智彦氏は、当社に入社以来、生産技術部門、海外子会社代表取締役等に従事し、ダイヤモンド工具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。

また、2019年6月より当社取締役として、その職務を適切に遂行していることから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社

2009年7月 技術研究所長

2013年6月 執行役員技術研究所長

2015年6月 執行役員経営戦略企画本部長

2018年10月 執行役員経営戦略本部長 兼 海外事業部長

2019年11月 執行役員経営戦略本部長

2021年1月 執行役員経営戦略本部長 兼 グループ会社統括本部海外事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

松田順一氏は、当社に入社以来、技術研究部門や経営戦略部門、海外事業部門等に従事し、ダイヤモンド工具事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。

また、2013年6月より当社執行役員として、その職務を適切に遂行していることから、「取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

こ やま おさむ
小 山 修

7

再任 社外取締役候補者 独立役員



生年月日

1948年8月8日生

取締役在任年数

8年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

9回/9回

指名・報酬諮問委員会への出席状況

7回/7回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年4月 三井物産(株)執行役員 兼 米国三井物産(株)副社長
2009年4月 三井物産(株)常務執行役員
兼 (株)三井物産戦略研究所代表取締役社長 兼 所長
(2012年3月両社退任)
2013年1月 学校法人啓明学園常務理事 (2022年3月退任)
2014年6月 当社取締役(社外取締役)(現任)
2017年4月 学校法人国際大学監事(現任)
2019年7月 当社指名・報酬諮問委員会委員(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小山 修氏は、三井物産(株)常務執行役員、(株)三井物産戦略研究所代表取締役社長兼所長を経験されるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」(18頁掲載)を満たしており、適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

同氏と当社の間には、取締役報酬以外に金銭の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
同氏は、三井物産(株)の元常務執行役員並びに(株)三井物産戦略研究所の元代表取締役社長兼所長ですが、当社と三井物産グループは株式の相互保有もなく、当社の原材料調達取引がありますが、取引高は三井物産(株)連結売上高の約0.003%であります。
同氏は、学校法人啓明学園の元常務理事及び学校法人国際大学の監事ですが、これらの学校法人と当社との間に特別の利害関係はありません。
したがって、同氏は、「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」(19頁掲載)を満たしており、独立性が認められます。

責任限定契約

当社は、同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

なが た しん いち
永 田 新 一

8

再任 社外取締役候補者 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年7月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）融資企画部参事役（1999年6月退職）
- 1999年6月 ファインクレジット㈱（現ヤマトクレジットファイナンス㈱）取締役
- 2000年7月 同社常務取締役
- 2006年7月 同社常務執行役員（2008年6月退任）
- 2008年6月 当社監査役（社外監査役）（2015年6月退任）
- 2015年6月 当社取締役（社外取締役）（現任）
- 2019年7月 当社指名・報酬諮問委員会委員（現任）

生年月日

1948年1月31日生

取締役在任年数

7年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

9回／9回

指名・報酬諮問委員会への出席状況

7回／7回

所有する当社株式の数

1,000株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

永田新一氏は、金融機関出身者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」（18頁掲載）を満たしており、適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

同氏と当社の間には、取締役報酬以外に金銭の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
同氏は当社の取引金融機関の一つである㈱みずほ銀行に勤務しておりましたが、同行を退職してから23年が経過しております。当社と同行グループは株式の相互保有もなく、借入金についても当社の海外子会社で122百万円のみであり、同行は当社の主要取引金融機関には該当しません。
同氏は、ヤマトクレジットファイナンス㈱の元常務執行役員であります。同社と当社との間に特別の利害関係はありません。したがって、同氏は、「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」（19頁掲載）を満たしており、独立性が認められます。

責任限定契約

当社は、同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

いち かわ ゆう こ
市川 祐子

9

再任 社外取締役候補者 独立役員



生年月日

1970年12月26日生

取締役在任年数

1年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

7回/7回

指名・報酬諮問委員会への出席状況

4回/4回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2016年6月 楽天(株)(現楽天グループ(株)) IR部長 (2017年6月退職)
- 2018年3月 アライドアーキテツ(株) 社外取締役
- 2019年5月 マーケットリバー(株)設立 代表取締役 (現任)
- 2020年3月 アライドアーキテツ(株) 社外取締役
(監査等委員) (2022年3月退任)
- 2021年6月 当社取締役 (社外取締役) (現任)
- 2021年6月 当社指名・報酬諮問委員会委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

市川祐子氏は、楽天(株)のIR部長として、IRチームを立ち上げ、東京証券取引所市場第一部上場準備、また経済産業省の持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会 (伊藤レポート2.0) の委員を経験するなど、IR及びガバナンスに関する豊富な知見を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」(18頁掲載) を満たしており、適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

同氏と当社の間には、金銭の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
同氏は、楽天(株)の元IR部長並びにアライドアーキテツ(株)の元社外取締役 (監査等委員) 及びマーケットリバー(株)の代表取締役であります。各社と当社との間に特別の利害関係はありません。
したがって、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」(19頁掲載) を満たしており、独立性が認められます。

責任限定契約

当社は、同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるように会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について
- ① 藍敏雄氏は、当社子会社台湾鑽石工業股份有限公司董事長を兼任しており、当社は同社に対して、製品の販売等の取引関係があります。
 - ② その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小山 修、永田新一、市川祐子の3氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員として届出しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時には取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
4. 取締役の在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、計算しております。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式数には、役員持株会を通じての保有分を含めた、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため監査役1名を増員することとし、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者の選任におきましては、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けた上で、取締役会において決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

まつ ざき たけ み
松 崎 剛 実

新任



生年月日 所有する当社株式の数
1961年7月7日生 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2016年7月 管理本部経理部副部長
2017年7月 管理本部経理部財務課副部長
2021年7月 管理本部経理部シニアエキスパート（現任）

監査役候補者とした理由

松崎剛実氏は、当社に入社して以来、管理部門に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、内部統制監査業務に長けております。その経験から「監査役選任基準」（19頁掲載）を満たしており、監査役として適任であると判断し、新たに監査役候補者としております。

責任限定契約

同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。

- (注) 1. 松崎剛実氏と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時には取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、補欠監査役候補者の選任におきましては、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けた上で、取締役会において決定しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かわ じり え り こ
川 尻 恵 理 子

新任



生年月日 所有する当社株式の数
1975年8月18日生 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2003年10月 東京地方裁判所判事補
2008年4月 検事
2011年7月 東京地方裁判所判事補 兼 東京簡易裁判所判事
2012年4月 盛岡地方・家庭裁判所判事補 兼 同宮古支部支部長
兼 盛岡簡易裁判所判事
2013年10月 盛岡地方・家庭裁判所判事 兼 同宮古支部支部長
兼 盛岡簡易裁判所判事
2015年5月 弁護士登録 ハロー法律事務所入所（現任）
2019年7月 ギグワークスアドバリュウ(株) 社外取締役（現任）
2020年6月 (株)HCSホールディングス 社外取締役（現任）

補欠監査役候補者とした理由

川尻恵理子氏は、検事・判事及び他社社外取締役の経歴を持ち、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、社外監査役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「監査役選任基準」及び「社外監査役選任基準」（19頁掲載）を満たしており、適任であると判断し、補欠監査役候補者としてしました。

独立性に関する事項

同氏と当社の間には、金銭の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、ハロー法律事務所の弁護士及びギグワークスアドバリュウ(株)の社外取締役並びに(株)HCSホールディングスの社外取締役であります。同事務所及び各社は、当社との間に特別な利害関係はありません。したがって、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」（19頁掲載）を満たしており、独立性が認められます。

同氏が監査役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約

同氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるように会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。

- (注) 1. 川尻恵理子氏と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 川尻恵理子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。
4. 本議案は「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時には取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

(ご参考)

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を、2019年7月31日付で設置しております。

同委員会は、取締役会が選定する3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、「指名・報酬諮問委員会」の決議によって選定しました。

同委員会は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行い、次のとおり「取締役及び監査役の選解任基準」を決定しております。

また、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、独立性を重視しており、次のとおり当社独自の「独立性判断基準」を定めております。

取締役選解任基準

1. 取締役選任基準

- ①心身の健康状況等において、取締役としての職務執行に著しい支障が生じないこと
- ②法令・定款等への違反がないこと
- ③取締役として求められる知識・能力・倫理観を有していること
- ④取締役に求められる経験を経ており、先見性に優れていること
- ⑤経営計画の策定・管掌領域・担当部門の業務の遂行等を通じて、会社の業績・価値向上に貢献できること

2. 社外取締役選任基準

- ①当社の定める独立性判断基準を満たすこと
- ②独立かつ客観的な立場から、取締役会における意思決定にあたり、公正かつ透明性の高い適切な助言、提言ができること
- ③独立かつ客観的な立場から、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行えること
- ④独立かつ客観的な立場から、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督できること
- ⑤独立かつ客観的な立場から、非支配株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に反映させることができること

3. 取締役解任基準

- ①公序良俗に反する行為を行った場合
- ②法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③職務執行に著しい支障が生じた場合

監査役選解任基準

1. 監査役選任基準

- ①心身の健康状況等において、監査役としての職務執行に著しい支障が生じないこと
- ②法令・定款等への違反がないこと
- ③監査役として求められる知識・能力・倫理観を有していること
- ④監査役会のうち最低1名の監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること

2. 社外監査役選任基準

- ①当社の定める独立性判断基準を満たすこと
- ②独立かつ客観的な立場から、取締役会の妥当性、適正性について監査、提言ができること

3. 監査役解任基準

- ①公序良俗に反する行為を行った場合
- ②法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③職務執行に著しい支障が生じた場合

社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性について、下記の項目の何れにも該当しない者を、当社にとって独立性を有すると判断します。

記

- (1) 当社の議決権を実質的に10%以上保有する主要株主に所属している者
- (2) 当社が議決権を実質的に10%以上保有する会社に所属している者
- (3) 当社の前年度連結売上高の3%以上を占める取引先に所属している者
- (4) 取引先の前年度連結売上高の3%以上を当社が占める取引先に所属している者
- (5) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者
- (6) 前年度に当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該金銭等を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (7) 前年度に当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている法人に所属する者
- (8) 過去3年間において上記（1）から（7）のいずれかに該当する者
- (9) 上記（1）から（8）の配偶者または二親等以内の親族

(ご参考)

第3号議案・第4号議案が承認された場合の取締役および監査役の専門性・経験のスキルマトリックス

氏名	取締役及び監査役の主な専門性と経験								
	経営・戦略	生産・技術	研究開発	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理	ガバナンス	
取締役	片岡和喜	○	○	○	○	○			○
	原智彦	○	○	○		○			
	藍敏雄	○	○		○	○			○
	萩原利昌	○	○		○	○			
	阿部英夫	○	○	○					
	松田順一	○		○		○			
	小山修	○			○	○			
	永田新一	○					○	○	○
	市川祐子	○					○		○
監査役	松崎剛実					○			○
	香山盛夫					○	○		○
	大高由紀夫				○	○	○		
	川嶋誠人	○				○	○	○	○

(注) 各取締役・監査役の有する全ての知見・経験を表すものではなく、代表的なスキルとして表したものです。

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、前年度と比較すると景気の持ち直しが見られたものの、当連結会計年度後半は、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、行動制限による消費の鈍化や、部品不足により生産活動が停滞する等、景況感は足踏み状態となりました。世界経済においても、国内同様、当連結会計年度の前半は急激な景気回復が見られましたが、後半は半導体不足が主因となり、回復ペースが鈍化しました。

このような状況の中、当社グループは、製品開発や顧客需要に応える生産体制の再整備の効果もあり、前年度と比較し、売上は大きく増加しました。売上構成比の高い電子・半導体業界では、市場が活況であったことから売上は大きく増加しました。また、輸送機器業界、機械業界向けの関連工具においても、当連結会計年度の前半は両業界共に生産が好調であったことから、関連工具の販売は前年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、371億61百万円(前期比23.3%増)となりました。利益面におきましては、営業利益28億11百万円、経常利益36億50百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は32億88百万円となりました。

①電子・半導体業界

電子・半導体業界では、新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークや在宅勤務等の増加に伴い、関係機器の生産が増え、更に5Gの本格的な普及により携帯端末等の通信機器の生産が好調に推移しました。

当社グループでは、生産が好調であった携帯端末部品をはじめとした情報機器向けや基板材料向け関連工具の販売に注力したことにより、関連工具の販売が大きく増加しました。

これらの結果、電子・半導体業界向け売上高は137億52百万円(前期比24.2%増)となりました。

②輸送機器業界

自動車業界では、第4四半期後半に再び減産となりましたが、当連結会計年度前半の生産が好調であったことから、通期の生産台数は前年と比べ微増に留まりました。当社グループでは、開発を進めていた切削工具をはじめ、研削ホイール及び歯車加工関連工具の販売に注力し、関連工具の販売は増加しました。一方、航空機業界においては、各国で行われていた移動制限等が緩和されましたが、航空機需要の低迷が続き、関連工具の販売は減少しました。

これらの結果、輸送機器業界向け売上高は81億15百万円(前期比19.3%増)となりました。

③機械業界

軸受や工作機械業界では、自動車等の輸送機器や一般産業用の生産が回復しました。また、超硬工具業界においても自動車・機械部品の需要増により生産が増加しました。当社グループは、新規拡販の取り組みや新製品投入を進める等、販売強化に努めたことにより、当業界向け関連工具の販売は増加しました。

これらの結果、機械業界向け売上高は98億32百万円(前期比31.8%増)となりました。

④石材・建設業界

国内の建設業界では、高速道路の補修工事をはじめ、国土強靱化等の施策もあり、公共工事、民間工事ともに堅調に推移しました。当社グループでは解体、補修用関連工具の販売に注力し、石材業界では、墓石、建築材料等の需要低迷による売上減少もありましたが、全体では前年度を上回る売上高となりました。

これらの結果、石材・建設業界向け売上高は41億24百万円(前期比13.5%増)となりました。

⑤その他

大学、研究機関、窯業及び宝飾等上記以外の業種への売上高は13億35百万円(前期比13.6%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は16億5百万円であります。その主なものは、生産能力の増強を目的とした生産設備への投資であります。

なお、上記の設備投資の資金は、全額を自己資金で充当しました。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や原材料の高騰等もあり、当連結会計年度は様々な産業や消費動向に多大な影響がありました。次期につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ不透明であり、経済活動の抑制は継続するものと思われれます。

このような状況の中、当社グループは、2022年度を最終年度とする「中期経営計画2022」を2020年に策定し、さらに2030年の目指すべき姿として下記の「VISION2030」を掲げ、3つの重点テーマのもと、成長基盤の確立を進めております。

「VISION2030」

10年後のあるべき姿として、『「地域×業界」軸で戦略的な製品展開を行うグローバルダイヤモンド工具メーカー』を設定し、グローバルでの持続的成長と高収益を実現し、企業価値を高め続けることを目指しております。また、当社グループとしての企業価値向上に向けて、2022年4月に新たにEV化や電子半導体業界向け製品拡販に関する取り組みをスタートさせました。

「中期経営計画2022」の重点テーマの進捗状況

①高度専門化する顧客ニーズへの一貫対応

電子半導体関連を中心とした4つの製品開発プロジェクトにより、市場動向や顧客ニーズに対応した製品の開発を製販一体で進めており、売上にもその成果が出てきております。また、国内製造拠点の整備を進め、より一層の効率化を進めるべく体制強化に努めております。引き続き、生産拠点、開発拠点を有効活用し、戦略的な製品展開を進めてまいります。

②グローバル展開の最適化と加速

グローバル展開の最適化と加速では、欧州地域の営業体制強化としてドイツに販売子会社を設置し、より細やかな対応が可能となりました。また、Tyrolit社との業務提携により、製品補完と販売網の相互活用をさらに進めることで、テストから採用へのフェーズ移行が進み、実績が出はじめております。今後も販売面・技術面の機能強化に努め、当社グループの最適化と併せ、グローバル展開を加速してまいります。

③経営インフラと管理体制の強化

経営インフラと管理体制の強化では、あらゆるデータを有効活用し、収益管理の徹底を目指しております。当期は、基幹システム刷新を戦略的に推進するべくプロジェクトを発足させ、新システム全体の検討及び導入展開を推進するチームを組織し、着実に実行できる体制を整備しました。引き続き、当社グループの収益性強化に加え、グループ全体のガバナンス強化を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも倍旧のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

(ご参考)

【経営理念】

「モノづくりをもっと面白く」

旭ダイヤモンド工業グループは、「できないをできる」に変え、あらゆる産業のモノづくりに貢献し、社会の発展を支えてきました。テクノロジーの進化が加速しているモノづくりの現場では、日々困難な問題に取り組んでいます。

解決の糸口は、「面白く」。

ユニークな技術やソリューションは、未来の大きな進歩に夢を馳せるワクワク感から、いつも生まれてきます。私たちは、お客様と共に「モノづくりをもっと面白く」し、社会の発展に貢献していきます。

【目指す姿】

・唯一無二<One and Only>

世界の変化を先取りし、革新的技術とグローバルな組織力で、当社にしかできない製品・ソリューションを提供し続けます。

・永続的な成長<Eternal Growth>

モノづくりに携わる全世界のお客様から最も頼られる存在となり、永続的に成長する企業を目指します。

・働きがい<Job Satisfaction>

仕事のやりがいを個々の成長に結び付けて持ち味を引き出し、全従業員がいきいきと働く企業を目指します。

【行動指針】

・Challenge<チャレンジ>

- ▶高い目標を明確に設定して、最後まで諦めずにやりきる
- ▶変化や失敗を恐れずに、前向きに挑戦する
- ▶世界の変化を先取りし、自ら変革し続ける

・Customer<顧客志向>

- ▶お客様が気付いていないニーズを発見する
- ▶お客様の期待を超える感動を提供する
- ▶お客様の「ありがとう」を活力にする

・Cooperation<ボーダレスな連携>

- ▶組織を超えていつでも協力し合える関係を築く
- ▶異なる文化や習慣を尊重し信頼関係を築く
- ▶お客様や協力会社、研究機関と効果的な連携を図る

・Character<持ち味を活かす>

- ▶個々の特性を活かして成長に結びつける
- ▶組織の枠にとらわれず、適材適所を実現する
- ▶将来を見据え、中長期的な視点で人材を育成する

・Speed<スピード>

- ▶世界に先駆けて最適な製品やソリューションを提供する
- ▶適切な判断と迅速な行動で、より大きな成果につなげる
- ▶常にアンテナを高く張り、世の中の動向をいち早く掴む

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第100期	2019年度 第101期	2020年度 第102期	2021年度 第103期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	41,046	35,304	30,143	37,161
経 常 利 益 (百万円)	3,108	591	△337	3,650
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,321	△340	△331	3,288
1株当たり当期純利益 (円)	41.76	△6.13	△5.97	59.23
総 資 産 (百万円)	73,047	70,007	68,144	72,241
純 資 産 (百万円)	59,028	56,833	57,297	60,869
1株当たり純資産額 (円)	1,040.37	1,000.06	1,008.33	1,067.79

(5) 重要な子会社等の状況

重要な子会社及び重要な関連会社の状況

①重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
山梨旭ダイヤモンド工業株式会社	48,000千円	100.0 %	ダイヤモンド工具の製造
是村旭ダイヤモンド工業株式会社	13,000千円	100.0	砥石の製造販売
旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS	830千EUR	100.0	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドインダストリアルドイツGmbH	25千EUR	100.0	ダイヤモンド工具の販売
台湾鑽石工業股份有限公司	155,221千NT\$	69.1	ダイヤモンド工具の製造販売
上海旭匯金剛石工業有限公司	3,330千US\$	100.0 (21.6)	ダイヤモンド工具の製造販売
P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア	8,406百万IDR	100.0	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.	106,000千THB	90.0	ダイヤモンド工具の製造販売
旭ダイヤモンドアメリカ,Inc.	100千US\$	100.0	ダイヤモンド工具の販売
旭ダイヤモンドインダストリアルスカンジナビアAB	50千SEK	100.0	ダイヤモンド工具の販売
旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.	2,500千A\$	100.0	ダイヤモンド工具の販売
旭ダイヤモンドデメキシコ,S.A.デC.V.	4,000千MXN	100.0	ダイヤモンド工具の販売
旭ダイヤモンドインダストリアルマレーシアSDN.BHD.	1,000千MYR	100.0	ダイヤモンド工具の販売

(注) 1.議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
2.当社の連結子会社は上記の重要な子会社13社であります。

②重要な関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
新韓ダイヤモンド工業株式会社	6,500百万W	28.5 %	ダイヤモンド工具の製造販売

(注) 上記の新韓ダイヤモンド工業株式会社は持分法適用会社であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、ダイヤモンド工具の製造・販売並びにこれらの付随業務を行っております。
ダイヤモンド工具事業における業界別の主な製品は、次のとおりであります。

業 界	主 な 製 品
電 子 ・ 半 導 体	各種ダイヤモンドホイール、各種カッティングホイール、電着ダイヤモンドワイヤ、 ダイヤモンドバンドソー、CMP コンディショナ、スクライバ、ダイヤモンドダイス 精密研削砥石
輸 送 機 器	各種ダイヤモンドホイール、各種CBNホイール、各種カッティングホイール、 各種ダイヤモンドドレッサ、ダイヤモンドロータリドレッサ、バイト、ドリル、エンドミル リーマ、精密研削砥石
機 械	各種ダイヤモンドホイール、各種CBNホイール、各種ダイヤモンドドレッサ、 ダイヤモンドロータリドレッサ、ワイヤガイドダイス、ウォータージェットノズル、耐摩耗工具 精密研削砥石、超仕上砥石
石 材 ・ 建 設	ダイヤモンドソーブレード、ポータブルカッタ、ダイヤモンドワイヤソー、 ダイヤモンド研磨工具、ダイヤモンドコアドリル、ダイヤモンドビット

(7) 主要拠点等

①当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都千代田区
国 内 支 店	大阪支店（大阪市淀川区） 名古屋支店（名古屋市東区） 九州支店（福岡県大野城市） 東北支店（仙台市青葉区） 北関東支店（埼玉県北本市）
国 内 工 場	三重工場（三重県伊賀市） 玉川工場（川崎市高津区） 千葉工場（千葉県袖ヶ浦市） 千葉第二工場（千葉県長生郡）

（注）2021年8月に北関東支店を設置しました。

②子会社

区 分	所 在 地
国 内	山梨旭ダイヤモンド工業株式会社（山梨県韮崎市） 是村旭ダイヤモンド工業株式会社（神奈川県鎌倉市）
海 外	旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS（フランス） 旭ダイヤモンドインダストリアルドイツGmbH（ドイツ） 台湾鑽石工業股份有限公司（台湾） 上海旭匯金剛石工業有限公司（中国） P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア（インドネシア） 旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.（タイ） 旭ダイヤモンドアメリカ,Inc.（アメリカ） 旭ダイヤモンドインダストリアルスカンジナビアAB（スウェーデン） 旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.（オーストラリア） 旭ダイヤモンドデメキシコ,S.A.デC.V.（メキシコ） 旭ダイヤモンドインダストリアルマレーシアSDN.BHD.（マレーシア）

(8) 従業員の状況

区 分		従業員数	前期末比増減
国	内	1,176名	17名減
海	外	881名	24名増
合	計	2,057名	7名増

- (注) 1. 従業員数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には、臨時従業員393名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,688,963株 (自己株式 11,037株を除く。)
- (3) 株主数 14,786名 (前期末比 978名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,088	12.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,391	4.30
旭ダイヤモンド社員持株会	1,905	3.42
株式会社三菱UFJ銀行	1,384	2.49
ユニオンツール株式会社	1,310	2.35
旭ダイヤモンド共栄持株会	1,266	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,082	1.94
日本生命保険相互会社	1,039	1.87
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	882	1.58
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	639	1.15

- (注) 1. 当社は自己株式11,037株を保有しておりますが、上記持株比率の計算からは除いております。
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数は、全て信託業務にかかる株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3.当社が保有する株式に関する事項

①政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式については、縮減する方針です。

現在保有している株式については、中長期的な取引関係の維持・強化を目的としており、取締役会は保有の必要性・合理性についての検証を行っております。

②政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使は、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかどうかを総合的に判断し、実施しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	片岡 和喜	
代表取締役常務	粉川 和勇	営業本部長
常務取締役	藍 敏雄	グループ会社統括本部長 台湾鑽石工業股份有限公司董事長
取締役	萩原 利昌	営業本部副本部長 兼 東日本統括
取締役	阿部 英夫	技術本部長 兼 千葉工場長
取締役	原 智彦	生産本部長 兼 三重工場長
取締役	小山 修	
取締役	永田 新一	
取締役	市川 祐子	
常勤監査役	香山 盛夫	
監査役	大高 由紀夫	
監査役	川嶋 誠人	

(注) 1. 当期中の取締役の異動

- ①2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において、市川祐子氏は取締役に新たに選任され、就任しました。
- ②2021年6月25日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、取締役谷口和昭氏は任期満了により退任し、執行役員に就任しました。
2. 取締役小山 修、永田新一及び市川祐子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大高由紀夫及び川嶋誠人の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役小山 修、永田新一、市川祐子及び監査役大高由紀夫、川嶋誠人の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
5. 監査役香山盛夫、大高由紀夫及び川嶋誠人の各氏は、いずれも金融機関出身者として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役片岡和喜、小山 修、永田新一及び市川祐子の各氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であります。
7. 2022年3月31日現在における執行役員は次のとおりであります。

執行役員 谷口 和昭 (社長付 工程改善担当)
 執行役員 望月 政司 (千葉第二工場長)
 執行役員 松田 順一 (経営戦略本部長 兼 グループ会社統括本部海外事業部長)
 執行役員 松川 英樹 (上海旭匯金剛石工業有限公司 董事長)
 執行役員 小浦 雅美 (管理本部長)
 執行役員 佐藤 公一 (西日本統括 兼 大阪支店長)
 執行役員 澤田 穰 (P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア社長)
 執行役員 日下部 均 (玉川工場長 兼 グループ会社統括本部国内事業部長)
 執行役員 川合 宏明 (中日本統括 兼 名古屋支店長)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

なお、損害賠償責任の限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

当事業年度における取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、2021年6月25日開催の取締役会において決議しており、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	176 (20)	153 (20)	－ (－)	22 (－)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	30 (12)	30 (12)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	207 (33)	184 (33)	－ (－)	22 (－)	13 (5)

(注) 業績連動報酬は、「前期の親会社株主に帰属する当期純利益」を指標としており、2021年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は△331百万円であるため、業績連動報酬の支払いはありません。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

1) 基本方針

当社は、業績及び中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高め、株主と企業価値を共有し当社役員の役割や職制に相応しい水準とするための報酬制度を取り入れています。

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみで構成しております。取締役会は、報酬の決定手続きの透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき報酬額を決定します。

報酬限度額は、2007年6月28日開催の第88回定時株主総会において、取締役については年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。また、これらの報酬限度額とは別枠で、2018年6月26日開催の第99回定時株主総会において、株式報酬制度の導入が決議されております。なお、役員退職慰労金は、2007年6月に廃止しております。

2) 固定報酬（金銭報酬）について個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬等の額は、月例の固定報酬とし、役位及び常勤・非常勤に応じ、外部機関の調査による他社水準も踏まえた上で、客観的かつ総合的に勘案して決定しております。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業規模の拡大と収益性の向上を目的として、前期の親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。目標の利益に対して、一定の達成割合に応じて支給する報酬で、月例の固定報酬と併せて当該事業年度終了後の7月から支給します。なお、一定の目標達成割合に達しない場合は、業績連動報酬は支給しません。

株式報酬（非金銭報酬）については、社外取締役及び国内非居住者を除く取締役に対して、役員報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることを目的として導入しています。

その内容は、役位に応じた報酬額に対し一定割合のポイントを月例で付与し、退任時に累積付与ポイント（1ポイントは当社株式1株）に応じた当社株式を給付することとしております。

なお、非居住者の取締役に対しては、ポイントに応じた金額を金銭報酬として月例の固定報酬と合算して支給します。

4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の固定報酬、業績連動報酬、及び株式報酬の割合の決定に関する方針は、目標達成時における各報酬の割合をそれぞれ6対3対1です。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額について、取締役会より諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が当該決定方針に沿った原案を作成し、取締役会に答申します。その答申に基づき取締役会で決定します。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 基本方針

監査役は株主からの負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っています。監査役の報酬は、監査役がその責務を果たし厳正な監査を実施することへの報酬であるとともに、株主の理解が得られる水準でなければなりません。

2) 監査役の報酬の額に関する方針

監査役の報酬の額は、業績にとらわれない月例の固定報酬のみとし、常勤または非常勤の別、監査業務の分担の状況等に応じ、総合的に勘案して決定するものとします。

3) 監査役の個人別の報酬の協議に関する事項

監査役の個人別の報酬の額は、構成の過半数が独立社外取締役である指名・報酬諮問委員会から提示される原案を基に、全監査役が協議し最終的に決定します。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第88回定時株主総会において年額450百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月26日開催の第99回定時株主総会において、株式報酬制度の導入（社外取締役は付与対象外）を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。なお、取締役退職慰労金は、2007年6月に廃止しております。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第88回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。なお、監査役退職慰労金は、2007年6月に廃止しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	小 山 修	<p>当事業年度の取締役会には、9回全てに出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。当事業年度の指名・報酬諮問委員会には、7回全てに出席し、経営の監督機能を発揮しております。</p>
社 外 取 締 役	永 田 新 一	<p>当事業年度の取締役会には、9回全て出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、金融機関出身者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度の指名・報酬諮問委員会には、7回全てに出席し、経営の監督機能を発揮しております。</p>
社 外 取 締 役	市 川 祐 子	<p>当事業年度の取締役会には、7回全て出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、IR及びガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度の指名・報酬諮問委員会には、4回全てに出席し、経営の監督機能を発揮しております。</p>
社 外 監 査 役	大 高 由 紀 夫	<p>当事業年度の取締役会には、9回全てに出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、金融機関出身者としての海外における豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、監査役会には、9回全てに出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p>
社 外 監 査 役	川 嶋 誠 人	<p>当事業年度の取締役会には、9回全てに出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、経営者並びに金融機関出身者としての豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見をもとに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、監査役会には、9回全てに出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。</p>

(注) 市川祐子氏は、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象回数が他の社外取締役と異なります。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役会の決議を経て、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時には取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あと築地有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、提示された監査計画に関する資料に基づき、会計監査人の実施する職務内容を踏まえ、必要な監査時間や工数等をも考慮して報酬の見積額について妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかな解任が必要であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、監査の品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、旭ダイヤモンドインダストリアルヨーロッパSAS、旭ダイヤモンドインダストリアルドイツGmbH、台湾鑽石工業股份有限公司、上海旭匯金剛石工業有限公司、P.T.旭ダイヤモンドインダストリアルインドネシア、旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.、旭ダイヤモンドアメリカ,Inc.、旭ダイヤモンドインダストリアルスカンジナビアAB、旭ダイヤモンドインダストリアルオーストラリアPty.,Ltd.、旭ダイヤモンドインダストリアルマレーシアSDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 当社の取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「経営理念」「行動指針」「行動憲章」をまとめた「旭ダイヤ行動指針」を制定し、コンプライアンスの具体例をまとめた「コンプライアンスマニュアル」と共に、取締役及び使用人に対して法令順守の周知徹底を図ります。
 - 2) 当社は、内部統制システム全体を統括し、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、この下部組織に「情報開示委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」「個人情報保護委員会」の4つの組織を設け、法令・定款に適合した体制の確保を図ります。
 - 3) 当社は、コンプライアンスに関する内部通報制度として、社内と社外の「ヘルプライン窓口」を整備し、コンプライアンス体制を強化します。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規則、稟議規程等に基づき、文書並びに電磁的に記録し、保存期間を定め適切に保存します。
 - 2) 取締役及び監査役は、これらの記録を随時閲覧可能とします。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「コンプライアンス委員会」及び「内部監査委員会」は、リスク管理の状況を監査するとともに、「内部統制委員会」等にて、その内容を定期的に報告します。
 - 2) 「情報開示委員会」及び「個人情報保護委員会」は、情報漏えい等の事故防止に努めるほか、環境、品質、安全、ブランド等のリスクについても、それぞれ所管する関係部署等がリスク管理を行います。
 - 3) 当社は、災害や事故等の不測の事態が発生した場合に、当社の事業を早期に再開・継続することを目的として、事業継続マネジメント(BCM)を整備します。
 - 4) 当社は、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行います。
- ④当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を定期的開催し、業務遂行に関する重要事項に係る意思決定を行うとともに、個々の取締役の業務遂行の監督を行います。
 - 2) 当社は、取締役会終了後に執行役員及び国内子会社取締役社長を加えた役員会を開催し、意思決定の周知徹底を図ります。
 - 3) 当社は、定期的に全社会議を開催して販売目標を立案し、それを基に生産会議を行い、目標達成のための戦略を策定し、実現に向けた施策を決定します。
 - 4) 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を図ります。

- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則、各子会社においては、自主的に経営を行うことを基本方針としますが、「子会社管理規程」に基づき、重要事項については、子会社の取締役及び監査役等から当社の所管部署を通じて、取締役会の承認または稟議書による決裁を受けるか、もしくは事前報告を行うことを義務付けます。
 - 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役または使用人を子会社の取締役または監査役等に就任させ、子会社のリスク管理をサポートします。また、当社の「内部監査委員会」による子会社各社の内部監査において、リスク管理の状況を監査します。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役または監査役等に就任した当社の取締役または使用人は、子会社の効率的な業務運営を図ります。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役または使用人を子会社の取締役または監査役等に就任させ、子会社における法令及び定款に適合する業務運営を図ります。
- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役職務補助のために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役職務を補助すべき使用人を選任し、監査役及び監査役会の業務の支援を行います。
- ⑦当社の監査役職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役職務を補助する使用人は、取締役の管轄外となり指示命令を受けないものとします。
 - 2) 当社の監査役は、当社の監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮監督し、当該使用人は、監査役の指揮監督に服します。
- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重大事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）の状況、その他監査役がその職務の遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うこととします。
 - 2) 当社は、上記 1) に従い、監査役への報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- ⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の支払を行います。
- ⑩その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じ取締役会・役員会等の重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることにより、実効的な監査体制の構築を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス確保の状況

- 1) 「内部統制委員会」を定期的開催し、コンプライアンス確保に向けた下部組織の活動状況に関する確認を実施しております。
- 2) 「経営理念」「行動指針」「行動憲章」を国内外のグループ会社に配付するとともに、「旭ダイヤ行動指針」「コンプライアンスマニュアル」を国内グループ会社の全構成員に配付し、法令順守及びステークホルダーの尊重を周知徹底しております。また、「行動憲章」の順守状況に関する確認を実施しております。
- 3) 国内においては内部通報制度である「ヘルプライン窓口」を社内と社外に設置し適切に運用しております。また、「ヘルプライン窓口」の運用状況に関する確認を実施しております。

②リスク管理の状況

- 1) 「内部統制委員会」を定期的開催し、「内部監査委員会」による本社、工場等の事業所及び子会社に対する内部監査結果など、各種リスクの管理状況に関する確認を実施しております。
- 2) 大地震等の災害等が発生した場合に備えて、事業継続マネジメント(BCM)の整備を図るとともに、各工場等において模擬訓練を実施しております。

③取締役の職務の状況

- 1) 当該事業年度は取締役会を9回開催し、業務執行に関する重要事項を決議するとともに、個々の取締役の職務執行を監督しております。取締役会の意思決定は、取締役会の後に開催される役員会において、執行役員等に周知徹底しております。なお、取締役会は社外取締役3名を含め9名の取締役で構成されております。
- 2) 全社会議及び生産会議を定期的開催し、販売目標の立案及び目標達成のための戦略、実現に向けた施策を決定しております。
- 3) 社外取締役と社外監査役を構成員とする会合を当該事業年度は9回開催し、社外役員の立場に基づく情報交換、認識の共有を図っております。
- 4) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規則、稟議規程等に基づき、適切に保存しております。

④子会社における業務の適正確保の状況

- 1) 子会社が重要事項を決定するにあたっては、当社の「子会社管理規程」に基づき、当社取締役会または稟議書による事前の決裁を受けるか、事前の報告を行っております。
- 2) 当社の取締役または使用人を子会社の取締役または監査役等に就任させており、子会社によるリスク管理をサポートしております。また、当社の「内部監査委員会」による内部監査で、子会社のリスク管理の状況を監査しております。

⑤監査役の職務の状況

- 1) 当該事業年度は監査役会を9回開催し、監査に関する重要事項について報告及び決議を行っております。また、監査役は、取締役会等重要な会議への出席、代表取締役及び会計監査人との定期会合、「内部監査委員会」との連携など、実効的な監査を実施しております。なお、監査役会は社外監査役2名を含め3名の監査役で構成されております。
- 2) 監査役の職務を補助する使用人を選任し監査役室を組織しております。当該使用人は「監査役室規程」に基づき、監査役室における任務の遂行中は取締役の指示命令を受けないこととしております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当社は、「経営理念」及び「行動憲章」に基づく持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立が経営の重要課題であると考えており、コーポレート・ガバナンス基本方針のもと、その確立に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンス基本方針

①株主の権利・平等性の確保

株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、議決権の行使など株主の権利行使が適切に行われる環境の整備を行ってまいります。また、株主の実質的な平等性を確保するため、十分な配慮をしてまいります。

②株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上は、様々なステークホルダーとの適切な協働の結果であると認識し、「経営理念」及び「行動憲章」のもと、ステークホルダーに配慮した経営を行ってまいります。

③適切な情報開示と透明性の確保

当社の財務情報及び非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、任意開示による情報提供を積極的に実施してまいります。また、情報の開示・提供にあたっては、正確さと分かりやすさに配慮してまいります。

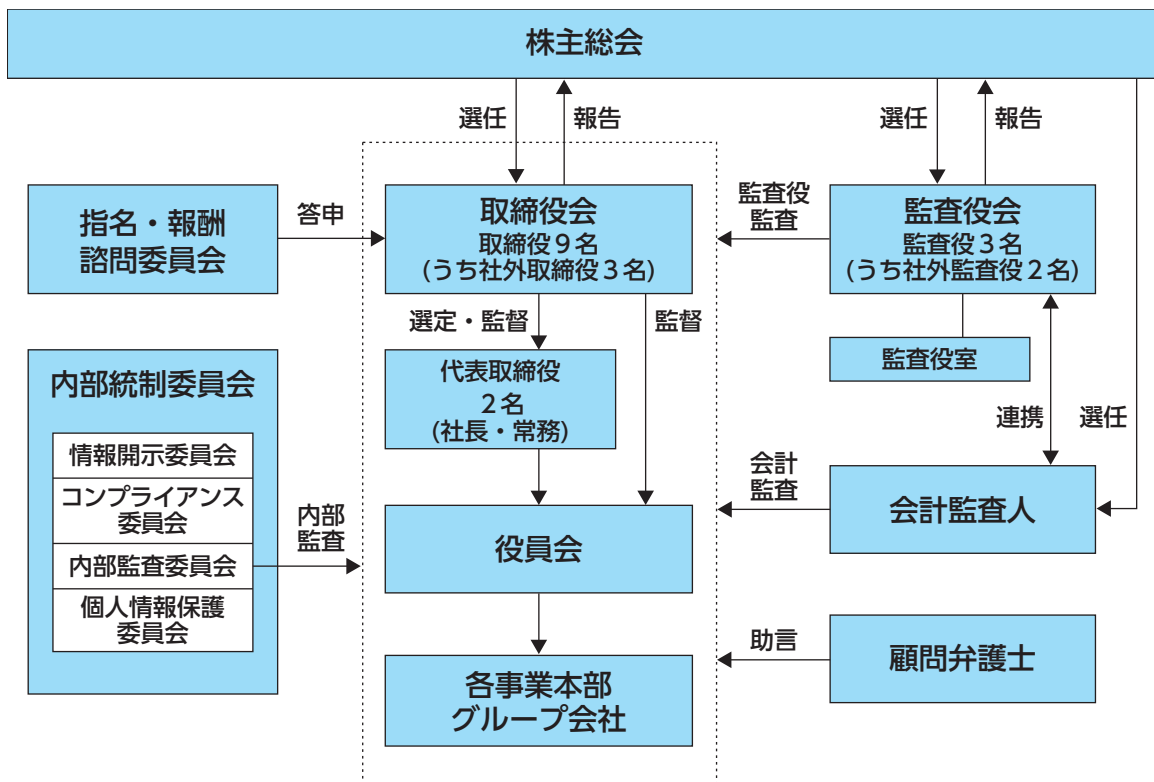
④取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を負っていることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、その役割・責務を適切に果たしてまいります。また、監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を負っていることを踏まえ、独立した客観的な立場から判断を行い、その役割・責務を適切に果たしてまいります。

⑤株主等との対話

株主を含む投資家との良好な関係を構築するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため建設的な対話を実施してまいります。この対話により把握された株主の意見・懸念については経営に反映してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要



①取締役会及び役員会

当社の取締役会は、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会終了後には、社内取締役、執行役員、国内子会社の取締役社長及び常勤監査役が出席する役員会を開催し、意思決定事項の周知徹底を図っております。なお、2022年3月31日現在において、取締役は9名(うち社外取締役3名)で構成されております。

②監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役は定例監査役会を開催するとともに、取締役会、役員会などに出席し、取締役の意思決定や職務遂行の監査を行っております。2022年3月31日現在において、監査役は3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

③執行役員制度

当社は執行役員制度を導入して、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を進めております。2022年3月31日現在において、執行役員は9名で構成されております。

④指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。取締役会の諮問に応じて、指名・報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。2022年3月31日現在において、委員は4名(うち社外取締役3名)で構成されております。

⑤当該体制を採用する理由

当社は、上記のような体制を採用することで、取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行を監督する機能の充実化が図れるとともに、的確な経営判断が可能な体制が十分に確保されているものと考えております。

また、取締役の任期を1年とし、事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築することができるようにしております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務の安定性を確保しつつ資本効率の向上を目指すことにより、将来の事業展開と企業価値の向上を図ってまいります。

配当につきましては、連結業績に応じた利益配分と継続的な安定配当を基本として実施いたします。

具体的には、配当性向40%を目安に配当金額を決定しますが、1株当たりの年間配当金は6円(中間3円、期末3円)を下回らないこととします。

ただし、連結決算の親会社株主に帰属する当期純利益が3期続けて赤字となった場合や災害等により当社に重大な影響があった場合は、この方針を見直す可能性があります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,361	流動負債	5,081
現金及び預金	14,771	支払手形及び買掛金	1,489
受取手形及び売掛金	10,642	短期借入金	210
有価証券	776	未払法人税等	532
商品及び製品	2,847	賞与引当金	914
仕掛品	1,611	その他	1,934
原材料及び貯蔵品	2,284	固定負債	6,290
その他	527	退職給付に係る負債	5,360
貸倒引当金	△101	再評価に係る繰延税金負債	350
固定資産	38,880	資産除去債務	59
有形固定資産	25,434	事業構造改善引当金	259
建物及び構築物	27,913	株式給付引当金	116
減価償却累計額	△15,741	その他	144
建物及び構築物（純額）	12,171		
機械装置及び運搬具	31,623	負債合計	11,372
減価償却累計額	△25,918	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具（純額）	5,704	株主資本	56,263
土地	6,655	資本金	4,102
建設仮勘定	81	資本剰余金	7,129
その他	6,638	利益剰余金	45,166
減価償却累計額	△5,816	自己株式	△134
その他（純額）	821	その他の包括利益累計額	3,028
無形固定資産	240	その他有価証券評価差額金	2,541
その他	240	土地再評価差額金	196
投資その他の資産	13,205	為替換算調整勘定	292
投資有価証券	10,715	退職給付に係る調整累計額	△2
繰延税金資産	1,839	非支配株主持分	1,577
その他	1,158		
貸倒引当金	△507	純資産合計	60,869
資産合計	72,241	負債純資産合計	72,241

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,161
売上原価		26,811
売上総利益		10,350
販売費及び一般管理費		7,539
営業利益		2,811
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	135	
為替差益	122	
持分法による投資利益	359	
補助金収入	108	
助成金収入	29	
雑収入	57	857
営業外費用		
支払利息	4	
雑損失	13	17
経常利益		3,650
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	228	
事業構造改善引当金戻入額	208	
関税還付金	255	757
税金等調整前当期純利益		4,408
法人税、住民税及び事業税	713	
法人税等調整額	308	1,021
当期純利益		3,387
非支配株主に帰属する当期純利益		98
親会社株主に帰属する当期純利益		3,288

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

旭ダイヤモンド工業株式会社
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 昌 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 敏 蔵
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 清 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭ダイヤモンド工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭ダイヤモンド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,591	流動負債	3,358
現金及び預金	9,080	買掛金	1,237
受取手形	2,419	未払金	644
売掛金	6,337	未払費用	262
商品及び製品	1,936	未払法人税等	262
仕掛品	1,086	預り金	117
原材料及び貯蔵品	1,402	賞与引当金	553
未収入金	239	その他	281
その他	94	固定負債	5,675
貸倒引当金	△7	退職給付引当金	5,057
固定資産	33,436	再評価に係る繰延税金負債	350
有形固定資産	21,054	資産除去債務	44
建物	10,458	株式給付引当金	116
構築物	509	その他	107
機械及び装置	3,623	負債合計	9,034
車両運搬具	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	412	株主資本	44,246
土地	5,907	資本金	4,102
リース資産	114	資本剰余金	7,129
建設仮勘定	26	資本準備金	7,129
無形固定資産	156	利益剰余金	33,149
ソフトウェア	127	利益準備金	1,025
その他	28	その他利益剰余金	32,123
投資その他の資産	12,225	技術研究基金	350
投資有価証券	5,532	別途積立金	25,000
関係会社株式	4,313	繰越利益剰余金	6,773
長期貸付金	98	自己株式	△134
繰延税金資産	1,794	評価・換算差額等	2,746
差入保証金	367	その他有価証券評価差額金	2,550
その他	128	土地再評価差額金	196
貸倒引当金	△8	純資産合計	46,993
資産合計	56,027	負債純資産合計	56,027

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,186
売上原価		22,618
売上総利益		6,568
販売費及び一般管理費		5,332
営業利益		1,236
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	567	
為替差益	141	
有価証券利息	0	
補助金収入	108	
雑収入	49	869
営業外費用		
雑損失	2	2
経常利益		2,103
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	228	292
税引前当期純利益		2,396
法人税、住民税及び事業税	277	
法人税等調整額	219	497
当期純利益		1,899

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

旭ダイヤモンド工業株式会社
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 昌孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 敏蔵
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 清志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭ダイヤモンド工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

旭ダイヤモンド工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 香 山 盛 夫

監査役（社外監査役） 大 高 由 紀 夫

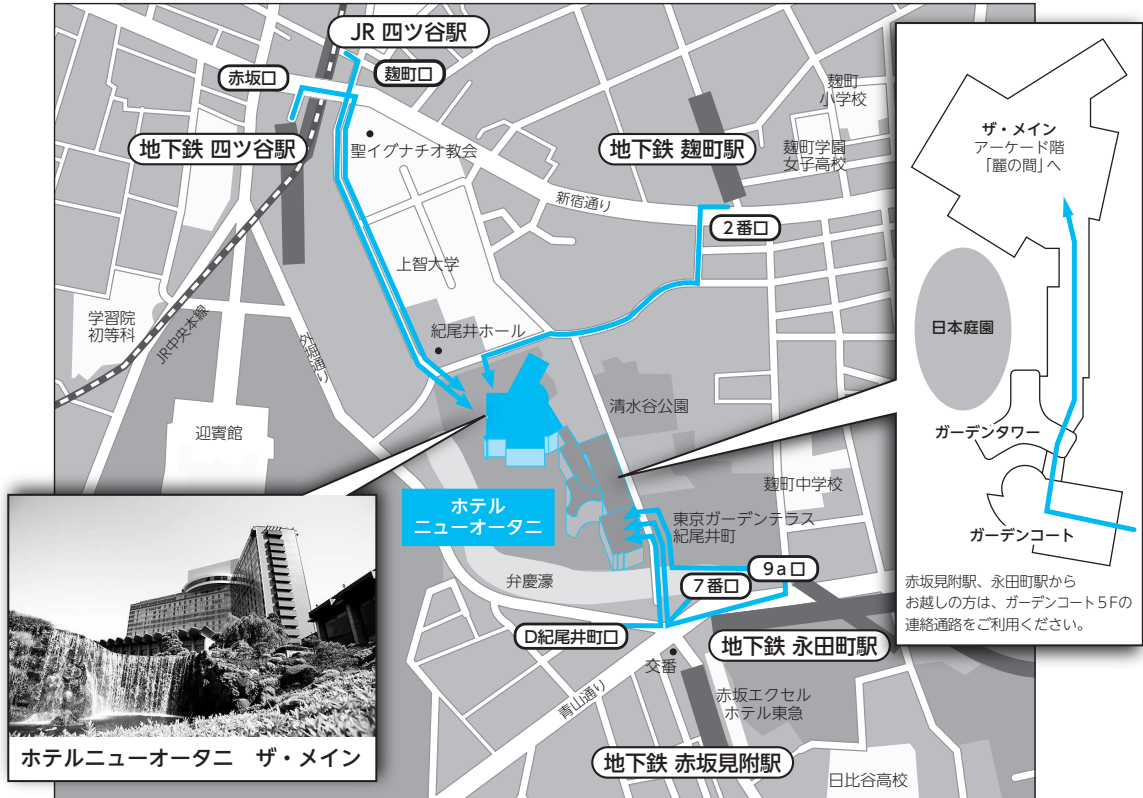
監査役（社外監査役） 川 嶋 誠 人

以 上

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区紀尾井町4番1号
 ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階「麗の間」



ホテルニューオータニ ザ・メイン

- 銀座線・丸ノ内線 赤坂見附駅 (赤坂地下歩道□紀尾井町方面口) より徒歩10分
- 半蔵門線 永田町駅 (7番口) より徒歩10分
- 南北線 永田町駅 (9a口) より徒歩10分
- 有楽町線 麹町駅 (2番口) より徒歩10分
- 丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 (赤坂口) より徒歩10分
- JR 中央線・総武線 四ツ谷駅 (麹町口) より徒歩10分

◎ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車のご来場はご遠慮願います。

◎ 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

